

2014 年7月26日  
第74回 慶應EU研究会

立教大学大学院社会学研究科文部科学省国費留学生  
金 善照(13sb901l@rikkyo.ac.jp)

## 国際機関による加速化された特許統合「欧州特許条約の拡大(1977-2010年)」 (An Accelerated Patent Integration by IGOs: The Diffusion of European Patent Convention, 1977-2010)

本報告は、「欧州単一特許」の制度的根拠となる国際条約である「欧州特許条約」を研究テーマとする。欧州委員会が設立された1949年当時、フランスのアンリ・ロンシャムボンが欧州特許庁の創設を提案する「ロンシャムボン計画」から、28年以後である1977年、欧州特許条約は初めて国際社会で登場した。そして、2010年のアルバニア、セルビア、モンテネグロに至るまで40カ国の「汎欧州国家」が欧州特許条約に参加した。国家主権における加盟国の反発を欧州委員会は柔軟に克服しながら、「単一特許規則案」、「単一特許翻訳言語規則案」、「統一特許裁判所協定案」の法的枠組みを完成させた。

本報告は、制度主義国家比較研究の観点から、「欧州特許条約を締結した国家の制度的動機は何なのか」を問題提起とする。本報告の理論的前提は、「特許統合は経済的効率性問題だけでなく、政治的安定性・社会的正当性問題でもある」ということである。これを議論するために、本報告では取引費用経済学、制度主義政治経済学、社会学的制度主義における特許制度と市場統合における先行研究を考察した。この先行研究によると、欧州特許統合のためには、欧州委員会は三つの目標「経済的効率性（取引費用経済学）、政治的安定性（制度主義政治経済学）、社会的正当性（社会学的制度主義）」を達成しなければならない。

このような理論的背景を踏まえて、本報告では三つの観点から9つの仮説を提案した。そして、国際条約締結を分析する一般的な方法論であるイベント・ヒストリー分析で1975年から2010年まで欧州特許条約を締結した33カ国家のケースを分析した。分析結果、「取引費用経済学」の変数（仮説1から3まで）と「社会学的制度主義」の変数（仮説7から9まで）が支持された。欧州委員会は欧州の経済的・社会的ネットワークを主に活用したことを意味する。

追加分析結果で、対外貿易と国際機構ネットワークは冷戦体制では、欧州特許条約の締結にむしろ否定的な影響を与えることを確認した。つまり、これは冷戦終結の時期で、欧州をいう巨大なネットワークが、何かの決定的な契機に構造的に変化したことを意味する。そして、国際的科学的規範の学習は、欧州特許条約の締結に一貫して否定的な影響を与えたことから、欧州社会で欧州特許統合に反対する文化的対立が存在したことを確認した。最後に、このような反発に対して、「冷戦体制」という時期に「EU加盟国」という行為者が、主導的に国際特許統合の規範を活用し、欧州特許統合の規範を創出しようとしたことも確認した。

結論的に本報告は、欧州連合が経済的・社会的ネットワークを活用して、加盟国に新しい制度的論理と規範を説得することが欧州特許統合の根本的な成功要因であることを提案する。今後の課題として、欧州連合が国際貿易と国際機関のネットワークで具体的にどのような論理と規範を創出したのかに分析する必要がある。最近の制度主義研究では、このような戦略を「制度的理論化」として議論している。つまり、世界貿易機関による「TRIPS協定」という制度的代案とは差別化される欧州特許条約だけの制度的特徴と構造に注目する必要があると考えられる。